

須崎市長 様

商号又は名称

㊞

### 配置予定技術者届出書

配置予定技術者氏名	

※ 配置予定技術者とは

建設業法第26条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」をいう。

※ 主たる資格名称とは

建設業法「技術検定」による、1級建設機械施工技士・2級建設機械施工技士・1級土木施工管理技士・2級土木施工管理技士・1級建築施工管理技士・2級建築施工管理技士・1級電気工事施工管理技士・2級電気工事施工管理技士・1級管工事施工管理技士・2級管工事施工管理技士・1級造園施工管理技士・2級造園施工管理技士。

建設業法第7条第2号イ該当（高等学校で指定の学科を修め卒業し、5年以上の実務経験を有する者。大学等で指定の学科を修め卒業し、3年以上の実務経験を有する者。）者、同号ロ該当（10年以上の実務経験を有する者。）者、同号ハ該当（建設大臣が認定した者。）者。

建築士法「建築士試験」による、1級建築士・2級建築士・木造建築士。

技術士法「技術士試験」による技術士（建設、農業、電気・電子、機械、水道、林業、水産、衛生工学）。

電気工事士法「電気工事士試験」による、第1種電気工事士・第2種電気工事士。

電気事業法「電気主任技術者国家試験等」による、電気主任技術者（1種・2種・3種）。

消防法「消防設備士試験」による、甲種消防設備士、乙種消防設備士。

職業能力開発促進法「技能検定」による、建築大工、左官等。

国家資格に準ずる民間資格の、地すべり防止工事士、建築設備資格者、1級計装士。